

# 「札工検倶楽部」規約(会則)

## 第1条(名称)

この会は、株式会社サッコウケン(以下「SKK」という)が設立し、「札工検倶楽部」(以下「本会」という)と称する。

## 第2条(事務局)

本会の事務局は株式会社サッコウケン(本社)に置く。

## 第3条(目的)

本会は建築確認審査、性能評価審査及び長期優良住宅の審査に係る最新情報を会員へ発信し、適正な情報交換をすることにより、住宅取得者に対して良質な住宅建設を推進する事を目的とする。

## 第4条(会員)

本会の会員は、次の条件を満たす者とする。

- (1)本会の趣旨に賛同する者。
- (2)本会が別途定める設計施工基準に基づき、良質な住宅建設を推進する者。
- (3) SKKと取引(確認申請・長期優良住宅・適合証明・住宅性能評価・一般検査)がある者(道内会員のみ)。
- (4)住宅瑕疵担保履行法に係る保険の申込みと、検査(SKK検査エリアのみ)をSKKに申請している者(道内会員のみ)。
- (5)道外の方で一般検査に関する情報提供を希望する者。

## 第5条(入会)

入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出するものとする。

## 第6条(会費)

本会の入会金・会費は無料とする。ただし第4条5項に定める業務内容の関連情報を希望する会員に限り以下の金額を事務局より請求する振込口座に納付すること。

会費は、年会費とし1年分1,000円を5年分(5,000円)まとめて納付すること。

振込手数料は、会員の負担とする。

5年後の会費については、更新を希望する会員に限り請求するものとする。

## 第7条(退会等)

本会の会員は所定の退会手続きに従って退会することが出来る。

## 第8条(会員資格の抹消)

会員において本会の信用を著しく失墜させる等の事由がある場合は会員資格を抹消することが出来る。又、第4条の条件を満たしていないことが判明した場合、抹消することができる。

#### 第9条(事業)

本会は第3条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1)SKKが提携する住宅瑕疵担保責任保険の団体割引(戸建て住宅で鉄骨造またはRC造住宅の場合は劣化対策等級が2以上の性能を有すること。)
- (2)本会が主催する講習会・勉強会への優先案内又は招待
- (3)建築確認等に関わる技術や制度、各法令に関して情報提供
- (4)各業務の関連情報提供

#### 第10条(著作権)

本サービスで提供される全ての情報や著作権は、SKKに帰属し、事前の承認なく複製、改変、及び第三者への販売、公表等の行為を禁止するものとする。

#### 第11条(免責)

- (1)本会は理由の如何を問わず、本事業の提供の遅延又は中断並びに会員資格の取消等により会員または第三者が被った損害についていかなる責任も負わないものとする。
- (2)本会は会員が本事業利用を通じて得た情報等に起因して発生した会員又は第三者が被った損害等についていかなる責任も負わないものとする。
- (3)本会は会員が本事業利用するにあたりインターネット回線を通じて送受信される情報に関してその安全性・機密性について一切の保証責任を負わないものとする。

#### 第12条(役員)

本会には次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	1名
監査役	1名

#### 第13条(役員を選任)

本会の理事長は株式会社サッコウケン社長とし、他の役員は理事長の指名による。

#### 第14条(役員の任期)

役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

#### 第15条(役員会)

本会の運営に関して、必要に応じて開催するものとする。

平成20年 4月 1日 作成

平成23年 7月 1日 改訂

平成23年 8月 5日 改訂

平成23年12月12日 改訂

平成24年 4月 6日 改訂

平成25年12月20日 改訂

平成26年 3月 5日 改訂

平成26年 4月16日 改訂

平成26年 7月 1日 改訂

平成31年 4月 1日 改訂

令和 1年 7月30日 改訂

令和 4年 8月10日 改訂